

答申第 3 号

平成 25 年 7 月 25 日

中間市教育長 増 田 俊 明 様

中間市行政経営改革有識者会議

会 長 吉 田 秀 樹



学校教育行政のあり方について（答申）

平成 24 年 7 月 31 日に諮問されました「学校教育行政のあり方」について、本会議において慎重に審議を重ね結論を得たことから、ここに答申します。

はじめに

地方自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化し、教育分野においても、本市の児童生徒数は、昭和 57 年の 7,498 名をピークに減少を続け、平成 24 年 5 月現在では、ピーク時の約 41%となる 3,082 名であり、今後もこの傾向は続くことが予想される。

そうしたなか、学校教育の根幹である初等中等教育においても、新しい時代にふさわしい教育改革として、本会議に対し、子ども達にとってより良い学習環境の創造として「学校の統廃合」並びに、小学校と中学校、中学校と高等学校の接続の円滑化をはじめ、より豊かで効果的な教育活動が期待される「小中一貫校、中高一貫校」について諮問がなされた。

しかしながら、「学校統廃合」と「一貫校」は、教育面から見れば、お互いに深く連動しているが、「財政の効率化」と「教育の充実」と捉えた場合は、相反する面もあるのは事実である。

そこで、本会議においては、「学校教育の充実」と「効率的な学校管理」を念頭に、教育面と経営面からの「適正規模」を総合的に考え、「中長期的な目標に向けた基本方針」を提言することとする。

最後に、文部科学省の諮問機関である「中央教育審議会」に対し、文部科学大臣から本年 4 月に「今後の地方教育行政の在り方」について諮問がなされた。これは、教育委員会が政治的中立性や教育の機会均等の維持、教育水準の維持向上等に対し、戦後約 65 年にわたり重要な役割を果たしてきたが、市長との権限や責任の所在の不明確さや学校における重大な事件や事故に対する対応の問題などから、全国的に見ても社会情勢の変化から「教育の再生に向けた抜本的改革の必要性」に迫られていることに他ならない。

市勢の発展は最重要視されるべきであるが、未来を担う子どもたちを学校のみならず地域や市全体で見守り、成長に適した環境を創造していくことは、行政はもとより社会全体の責任で

もあることから、教育改革については、教育委員会と市長部局において常に情報を共有し、共により発展する方向に向け協力しながら進めていくことを強く希望する。

今後の方向性について

1 目標設定を明確にすること。

会議において、教育委員会から「生きる力を培う」ためには、どのような教育が最適かということが諮問の目的のひとつであるとの説明があった。

確かに、改正教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 5 条第 2 項に「義務教育の目的」として、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」とされ、学校教育基本法（昭和 22 年法律第 26 号）において、その目的を実現するための取組目標が規定されている。

このように、教育の基本理念が、現行学習指導要領が重視する「生きる力」の養成であるのであれば、グローバル化をはじめ変化の激しい社会を担う子ども達の「生きる力」を養成するには、個人同士が相互に密接かつ複雑に関係しあう社会の中で、切磋琢磨しつつ自己を確立する「力」を培うことであり、それこそが初等中等教育の義務である。

以上のように、お互いが高め合える環境こそが「適正規模」であるならば、「中間市が理想とする適正規模校」を定めることが第一である。

2 基本方針並びに実施計画を策定すること。

会議において、学校統廃合のメリット・デメリット等の説明が行われた。確かに、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争が生じたり、通学上における危険度の増大が問題視されることも事実である。

また、現在の学校の設置場所についても、当時、急激な児童生徒数の増加により分けられた経緯もあり、数十年が経過した今、果たして現在の学校の設置場所が最適であるのか検討を要する。

さらには、一貫校の議論においては、教員免許の問題をはじめ指導計画の作成や時間割の編成、小中学校の教員間の意思疎通、転入生への対応など、全国的に取り組みは進んでいるが、様々な課題があることも確認された。

そこで、確かな学力の習得とともに変化の激しい社会をたくましく生き抜く「力」を、将来にわたり発揮できる力を養う教育を目指し、中間市教育委員会において、速やかに外部委員会等を設置し、一貫校及び学校統廃合の実現性を踏まえた「中間市の教育基本方針」を策定し、目標達成年度等を明記した「実施計画」を策定すべきである。

3 学校施設の安全性を重視すること。

これまでも大きな事件や事故、災害が発生するたびに学校施設の安全に対する充実が求められ、その都度、改善がなされてきた。とりわけ中間市においては、学校の耐震化には早期に取り組み、今年度中に全校の耐震化が完了するとの報告を受けたが、学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもあり、非常災害時の地域住民の応急避難場所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要である。

耐震化が完了するとはいえ、校舎の多くが昭和 50 年代に建築され 30 年以上が経過していることに鑑みれば、大規模改修や校舎の建て替えも視野に入れた中長期的計画が必要となる。

そこで、建物の事実上の耐用年数を正確に把握し、何よりも児童生徒の安全を最優先に考え、建物の長寿命化や建物の更新を、並行して計画できるように早急な実態調査を行うべきである。

4 将来の施策に向けた検証を行うこと。

中間市教育委員会においては、福岡県教育委員会と連携した「学力アップ推進事業」や中間市内の小中学校が連携して学力向上に取り組む「小中連携学力アップ推進事業」、更には、中間北中学校区においては、さくら保育園をはじめ中間北小学校、中間北中学校が連携し、15 年間をかけ地域全体で総合的に子どもの成長を支援する「ほくほく夢ネット事業」を実施するなど、教育の充実に向けた有効な施策に積極的に取り組んでいる。

これらの先進的な事業を将来の施策に活かすことが今後の課題であり、また、事業の検証、改善に当たっては、中間市教育委員会及び学校教育関係者のみによる検証にとどまらず、広く一般市民や有識者を入れた中で議論することを要望する。